

2018年JMRC西日本ジムカーナフェスティバルin中国 特別規則書(案)

第1条 競技会の定義及び組織

本競技会は、一般社団法人日本自動車連盟(JAF)の公認のもと、FIA国際モータースポーツ競技規則およびその付則に準拠したJAF国内競技規則およびその付則、2018年スピード競技開催規定および本競技会特別規則に従い、準国内競技として開催される。

第2条 競技会の名称

2018年JMRC西日本ジムカーナフェスティバルin中国

第3条 競技種目

ジムカーナ

第4条 競技の格式

JAF公認 準国内競技 JAF公認番号 2018-0000号

第5条 開催日程

2018年11月 10日(土)~11日(日)

第6条 開催場所

名称 : TSタカタサーキット(広島県) コース公認NO.2018-I-3402

所在地 : 広島県安芸高田市高宮町原田1378-3

TEL : 082-659-0055

第7条 オーガナイザー

名称 : ヒノデクラブ

代表者 : 貞井 隆司

所在地 : 〒732-0031 広島県広島市東区馬木7丁目1938-1 TEL:082-554-6005

名称 : カークラブ錦

代表者 : 原 博史

所在地 : 〒742-0415 山口県岩国市周東町中山 TEL:0827-84-2900

協力 : JMRC中部 JMRC近畿 JMRC四国 JMRC九州 JMRC中国

第8条 大会役員

大会会長 : 岩根 つもる (JMRC中国運営委員長)

第9条 大会組織委員会

組織委員長 : 有田 光徳 (JMRC中国ジムカーナ部会長)

組織委員 : 西山 純一 (JMRC近畿ジムカーナ部会長)

組織委員 : 西森 啓祐 (JMRC四国ジムカーナ部会長)

第10条 競技会主要役員

1) 競技会審査委員会

審査委員長 : 高橋 伸治 (JMRC中国審査部会長)

審査委員 : 加田 充 (JMRC中部ジムカーナ部会長)

審査委員 : 佐藤 裕 (JMRC九州ジムカーナ部会長)

2) 競技役員

競技長 : 永山 幸二 (HINODE・C)

副競技長 : 宮本 清 (INDY)

コース委員長 : 原 博史 (CCN)

計時委員長 : 小野 守 (T. CHERISH)

技術委員長 : 三宅 晃 (HINODE・C)

救急委員長 : 川越 一彦 (INDY)

パドック委員長 : 松岡 和之 (HINODE・C)
事務局長 : 貞井 隆司 (HINODE・C)

第11条 参加申込み及び参加費用

1) 参加申込先及び参加費用

所在地 : 〒732-0031 広島市東区馬木7丁目1938-1
株式会社ブオーノプラス ゼップス事業部内
TEL082-554-6005 FAX082-516-5253

2) 参加受付期間 : 受付開始 2018年 9月 25日(火)
: 締切り日 2018年 10月 10日(水) 必着

3) 最大参加台数 : 最大参加受理台数は140台とする

4) 提出書類 : 所定の参加申込書・車両改造申告書・出場選手カード・参加料明細書に必要事項を記入のうえ、競技参加者、競技運転者、サービス員が誓約文へそれぞれ署名のうえ、以下の参加料を添えて参加受付期間内に上記まで申し込むこと。ただし、銀行振り込みを利用する場合、下記の指定口座に入金後、上記申込先に参加申込書等を送付すること。なお、複数名分をまとめて入金した場合は参加申込書等もまとめて送付する事。

・広島市信用組合 府中支店 ジムカーナ タカタ 貞井 隆司(さだい たかし)
普通口座 0226847

5) 参加料 : 中国地区 ¥22,000/名
: その他の地区 ¥20,000/名

6) その他 : サービス員登録 ¥1,000/名(2日間有効)登録人数の制限は行わない
: 予備スペース登録 ¥3,000(総容量により要望に沿えない場合があります)
※パドックスペースは一枠が3m×6mとなります
: サービスカー登録 ¥3,000(総容量により要望に沿えない場合があります)

※パドックスペースの総容量を超えた場合はPN車両より順に希望に添えない場合があります、その際は受理書にて通知し申込料金につきましては参加受付時に返金させていただきます事をご了承下さい

※また、サービスカーはパドックに隣接するようにはいたしますが、駐車可能な車両のみとさせていただきます

: 積載車両登録 ¥1,000/台(2日間有効)無料登録による過申込を抑止するために有料とする。ただしこの申込金は地区対抗賞金に付加される。

第12条 競技会タイムスケジュール

11月10日(土)

・ゲートオープン	6:00
・公開練習受付	7:00～ 8:00
・公開練習コースオープン	7:10～ 7:55
・公開練習ドライバーズブリーフィング	8:00～ 8:15
・公開練習第1ヒート	8:30～
・公開練習コースオープン	第1ヒート終了後40分間
・公開練習第2ヒート	第1ヒート終了後50分後
・公式受付A(参加確認受付)	12時00分～15時00分
・公式車両検査A	12時10分～15時30分
・車両持出し申請受付	12時00分～15時30分
・車両保管	17時00分～翌6時00分

11月11日(日)

・ゲートオープン	6:00
・公式受付B(参加確認受付)	6:10～ 7:00
・公式車両検査B	6:15～ 7:10
・決勝コース慣熟歩行	6:40～ 7:40
・開会式	7:55～ 8:05
・ドライバーズブリーフィング	8:05～ 8:15

・第1ヒート	8:20～
・コースオープン	第1ヒート終了後40分間
・第2ヒート	第1ヒート終了後60分後
・表彰式及び閉会式	16:00～（予定）

尚、タイムスケジュールは参加台数、天候、諸般の事情により変更する場合がある。

第13条 慣熟歩行

タイムスケジュールに従い、歩行にて行う。

第14条 競技クラス区分(下記の通り12クラス)

●B部門

- ①BR1：気筒容積 1500cc 以下のB車両
- ②BR2：前輪駆動のB車両
- ③BR3：後輪駆動のB車両
- ④BR4：4輪駆動のB車両

B部門の使用禁止タイヤ

ブリヂストン：520S・540S・55S・11S・RE05D・RE07D・RE12D

ダンロップ：93J・98J・01J・02G・03G・β02・β03・β04

ヨコハマ：021・032・038・039・048・050・052

トーヨー：FM9R・08R・881・888・888R

その他 ラリータイヤ・海外製通称Sタイヤ・縦溝のみのタイヤ

●N・PN部門

- ⑤PN1：気筒容積 1600cc 以下の2輪駆動（FF・FR）のPN車両
- ⑥PN23：気筒容積 1600cc を超える2輪駆動（FF・FR）のPN車両

および気筒容積 2000cc 以下の後輪駆動（FR）のN車両

※ただし、N車両はJAF登録車両であり、同一車両型式の最も古いJAF登録年が2005年の1月1日以降の車両で、国内競技車両規則第3編スピード車両規定第4章 第5条5. 3)は適用しない
(最終減速比の変更不可)

- ⑦PN4：PN1～PN23に該当しないPN車両

N・PN部門は当該年の全日本ジムカーナ/ダートトライアル選手権 統一規則第2章 第2条 2)を適用する。

●SA部門

- ⑧SA1：気筒容積 1600cc 以下の2輪駆動のSA・SAX車両
- ⑨SA23：気筒容積 1600cc を超える2輪駆動のSA・SAX車両
- ⑩SA4：4輪駆動のSA・SAX車両

●SC・D部門

- ⑪SCD：SC及びD車両

●レディースクラス

- ⑫L：女性運転者によるB車両（タイヤ制限なし）

第15条 参加資格

D, E, F, G, H各地区JMRCメンバーで2018年の各地区各シリーズに参加実績を有するもの。

第16条 賞典

1)全部門 全クラス

- | | |
|-------|---------------------------|
| 1位～3位 | JAFメダル・オーガナイザー賞(盾・賞金又は賞品) |
| 4位～6位 | オーガナイザー賞(盾・賞金又は賞品) |

2)特別賞

地区対抗戦賞金

各地区上位入賞者のポイントにより、優勝旗及び副賞が授与される。

第17条 その他

2018年全日本ジムカーナ/ジムカーナ/ダートトライアル選手権統一規則を適用する。但し、以下の条項については同統一規則の内容を一部追加・削除もしくは置き換えて適用する。(統一規則に関しては、JAF HP参照)

第1条 本特別規則第1条から第13条に記載された内容に置換する。

第2条 削除する。

第3条 本特別規則第14条に置換する。

第5条 本特別規則第15条に置換する。

第6条2) 削除する。

第10条8) 削除する。

第16条1) 「本大会SCDクラスを除く全てのクラスに参加する車両は、当該車両に適用される国内競技車両規則に基づくロールバーの装着が強く推奨され、SCDクラスに参加する車両は、当該車両に適用される国内競技車両規則に基づくロールバーを装着しなければならない。」に置換する。

第16条3) 「全ての車両は、適用車両規則に応じた4点式以上の安全ベルトの装着を強く推奨する。」に置換する。

第17条 「競技期間中、機材等を用いてタイヤ意図的に加熱、保温することは禁止される。」を除き、削除する。

第23条10) 削除する。

第28条 「全日本選手権競技会」を「本競技会」に置換する。

第29条 本特別規則第16条に置換する。

第18条 遵守事項

- 1) 参加者及び競技運転者は、参加車両及びその付属品等の損傷、盗難、紛失等の損害及び会場の施設、器物を破損させた場合の補償等、理由の如何にかかわらず各自が責任を負わなければならない。
- 2) 参加者、競技運転者、サービス員、ゲスト、はJAF及び、オーガナイザーならびに大会役員、競技役員が一切の損害補償の責任を免除されている事を了承しなければならない。即ち、大会役員、競技役員がその役務に最善を尽くす事は勿論であるが、その役務遂行に起因するものであっても、参加者、競技運転者、サービス員、ゲスト、観客、大会役員の死亡、負傷、車両の損害に対して一切の損害賠償責任を負わないものとする。
- 3) ミスコース等、当該競技運転者の重大な過失に起因する事故の場合は、他の車両に対しても弁済責任が発生する事を了承しなければならない。
- 4) 参加者、競技運転者、サービス員(ヘルパー含む)は、秩序ある行動をとる事、そして相互に又は競技役員に対して攻撃的、または侮辱的行動を行う事を慎まなければならない。

第19条 規則の施行ならびに記載されていない事項

- 1) 本規則は本競技会に適用されるもので参加受付と同時に有効となる。
- 2) 本規則に記載されていない事項については、FIA 国際モータースポーツ競技規則とその付則、およびJAF国内競技規則とその付則に準拠する。
- 3) 本規則書発行後、JAFにより決定され公示された事項は、すべて本規則に優先する。

以上

大会組織委員会